

原災法施行状況に係る意見と当方のスタンス

平成 17 年 10 月 27 日
防 災 環 境 対 策 室

文部科学省は経済産業省及び国土交通省と連名で、立地自治体、原子力事業者（文部科学省、経済産業省所管事業者）に対して、原災法の内容や施行状況に関する意見照会を行った。また、3省連名で、9月22日に原子力安全委員会 本委員会、10月4日に原子力安全委員会 原子力施設等防災専門部会に「原子力災害対策特別措置法に係る施行状況の検討について」に関して付議した。それらの結果、主な意見と当方のスタンスは以下のとおり。

1. 原子力防災体制について

(1) 要員の確保

事業所の形態により、実際の業務に必要な原子力事業者の原子力防災要員数を決めていただきたい。【自治体 国】

(当方のスタンス)

原子力防災要員の数は、事業の形態や規模に応じて一概に決めることは困難であることから、法令で最低でも2名以上とし、必要な数は原子力事業者に委ねているものである。そのため、一律に原子力防災要員の数を法令等に規定することは困難である。

原子力災害合同対策協議会の人員について、機能班員の拡充及び機能班派遣要員の専門チームの結成をお願いしたい。【自治体 国】

(当方のスタンス)

機能班の人員については、関係機関から適切な人員の派遣がなされ対応を行うこととしているが、業務に支障をきたすおそれがある場合には、必要な人員を東京や現地から派遣することとしている。

(2) 権限・役割の明確化等

原子力災害合同対策協議会及びその運営事務局である機能班の権能を明確化すること。【自治体 国】

(当方のスタンス)

既に原子力災害合同対策協議会の組織の権限は、原災法や国の原子力災害対策マニュアルに明確化されている。

オフサイトセンターの要件であるプレスセンターの運営について、国及び地方公共団体の役割分担が不明確であるため、法令等で明確にしてもらいたい。【自治体 国】

(当方のスタンス)

「原子力災害対策マニュアル」(関係省庁マニュアル)において、プレス対応については関係各省や自治体等から派遣された職員により構成される広報班の役割と明確化されている。

(3) その他

使用済燃料輸送に当たっては、原子炉施設等の状況に応じた法の適用を可能とするような融通性のある法体系のご検討をお願いしたい。(運転中と同等の業務計画作成、防災組織の整備、放射線測定設備の設置までを課す必要は無いという趣旨)

【事業者 国】

(当方のスタンス)

頂いたご指摘の趣旨を踏まえ、対応について検討することとしたい。

緊急被ばく医療体制は、厚生労働省の取り組みも含めて、省庁の枠を超えた一体的な取り組みが無いと、維持は困難である。また、人材と財政的な裏づけも必要である。

【原安委 国】

(当方のスタンス)

防災基本計画では、国(文部科学省、厚生労働省)及び地方公共団体は、緊急被ばく医療活動を充実強化するため、放射線障害に対応する医療機関の整備を進めるとともに、緊急被ばく医療派遣体制を整備・維持するものとする、と示されている。

また、総合防災訓練において、厚生労働省から派遣された職員は、ERCやOFCの医療班の班長として参加している。さらに、文部科学省においては、地方自治体における初期及び二次被ばく医療体制並びにそのネットワークを構築するためのネットワーク検討会に関する交付金による支援などをを行っているところである。今後とも、厚生労働省や地方自治体と一体的な取り組みを行ってまいりたい。

2. 原子力防災に係る施設・資機材の整備状況について

(1) 防災資機材の整備、更新

施行規則表中の「熱ルミネセンス線量計」は、線量計の一つであり、現状、ガラス線量計に置き換わっているため、「積算線量計」に変更願いたい。 【事業者 国】

(当方のスタンス)

現状を踏まえ、新しい積算線量計の導入の可否について検討してまいりたい。

(2) オフサイトセンター設備の拡充

オフサイトセンター内通信機器について、防災関係機関(自衛隊、海上保安庁含む)との専用回線を整備願いたい。 【自治体 国】

(当方のスタンス)

国の機関とオフサイトセンターを結ぶ回線については、緊急時安全対策交付金で対応できないため、自衛隊、海上保安庁に要望事項を伝えてまいりたい。

TV会議システム等設備の充実を図り、関係自治体等と情報を共有することにより、防護対策の円滑化を図られるため、オフサイトセンター内の機器を充実願いたい。

【自治体 国】

(当方のスタンス)

情報共有化については重要であり、情報基盤システム(原子力防災ネットワーク)の拡充整備に努めてまいりたい。

3. 原子力防災訓練について

防災訓練を行った際、放射性物質の漏れが終わった時点でいきなり訓練が全部終わったような印象があった。事後対策についても訓練の中で取り組むべき。【原安委 国】

(当方のスタンス)

今後、防災訓練を計画する中で、国、事業者及び地元自治体と調整し、対応等について検討していきたい。

4. 放射線測定設備の記録と公表のあり方

(1) 放射線測定設備の記録と公表のあり方

放射線測定設備により検出された放射線量の数値について、記録、公表すべき内容の詳細について明文化してほしい。【自治体 国】

(当方のスタンス)

記録、公表すべき内容の詳細について明確化することを、関係省庁と検討してまいりたい。

5. 原子力防災に係る費用負担

災害応急対策に係る費用の国庫負担について定めているが、原子力災害に至る前(緊急事態宣言前)の市町村長又は知事の指示による避難等についても、災害に準じて要した費用を国が負担するようにしていただきたい。【自治体 国】

(当方のスタンス)

法第28条第1項で読み替えて適用する災害対策基本法第91条及び第94条の規定については、緊急事態応急対策の費用負担について述べられたものである。緊急事態宣言以前の屋内退避・避難等の措置については、災害対策基本法第60条又は地方自治体法第2条の規定に基づき実施されることとなるため、その費用について国が負担することを明確化することは難しいと考える。仮に、地元自治体等から具体的な要望があれば必要に応じて財務当局に意見を伝えてまいりたい。

6. その他

(1) 原子力事業者防災業務計画の手続きについて

原子力事業者の原子力防災業務計画の協議先となっている「関係隣接都道府県」及び「関係周辺市町村」の定義の見直し(E P Z内にある隣接市町村に限定していただきたい)を検討願いたい。

【自治体、事業者 国】

(当方のスタンス)

原災法で定める原子力事業者の防災業務計画の協議先については、緊急時の通報を行う際に、立地市町村だけでなく、仮にE P Zの範囲外であったとしても、必要最小限、隣接する市町村に対しても適切な情報を行う必要がある。また、防災は災対法等に基づき、基本的には地方公共団体の事務とされており、原子力事業者のみな

らず、関係する地方公共団体と連携して対処することとなるため、必要最小限、隣接している関係自治体を協議先として定めているものである。

原子力事業者防災業務計画の軽微な変更についての取扱いを明文化してほしい。

【自治体 国】

(当方のスタンス)

軽微な変更の取り扱いの明文化については、検討してまいりたい。

(2) 報告期限の見直し

原子力防災管理者等の選任・解任届、放射線測定設備等の現況届等の書類の届出期限については7日以内等までとあるが、延長してほしい。 【自治体、事業者 国】

(当方のスタンス)

本件規定は、防災対応の重要性に鑑みて定められたものであり、変更することはできない。

<参考：意見照会先一覧（文科省関係分）>

原子力安全委員会（付議）

本委員会、原子力施設等防災専門部会

自治体名

北海道、青森県、宮城県、福島県、新潟県、茨城県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、岡山県、島根県、鳥取県、愛媛県、佐賀県、長崎県、鹿児島県（関係市町村については、道府県を通じて照会）

原子力発電関係団体協議会

事業者名

- ・独立行政法人日本原子力研究開発機構
（意見照会当時は日本原子力研究所、核燃料サイクル開発機構）
- ・原子燃料工業（株）
- ・ニュークリア・デベロップメント（株）
- ・（財）核物質管理センター
- ・日本核燃料開発（株）
- ・東京大学
- ・（株）東芝
- ・（株）日立製作所
- ・京都大学
- ・近畿大学
- ・武蔵工業大学